

山口FPの 事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、58歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

覚えておきたい相続時精算課税制度

2,500万円まで非課税で贈与可能

こんにちは、山口大介です。寒い日が続きますが、春を感じる日も増えてきました。今回は、相続時精算課税制度を取り上げます。自社株の評価額を引き下げても、事業が好調であれば、株価は上昇します。そこで検討したいのが、同制度の活用です。自社株の評価額が下がった時に、この制度を使って株式を贈与すれば、高い節税効果を期待できます。

相続時精算課税制度は、名前の通り、相続時に税金を精算する制度です。預貯金はもちろん、株式や不動産を贈与することもできます。2,500万円(複数年の贈与は合計)までの非課税枠があり、この範囲内であれば贈与税がかかりません。2,500万円を超えた分は一律20%の税率で贈与税がかかります。相続が発生した時は、相続財産と、相続時精算課税制度で贈与した財産を合算し、相続税額を計算します。算出した相続税額から、支払った贈与税額を差し引き、引ききれなかった分は還付を受けられます。この制度が効果的な事業承継対策の選択肢となる理由は、相続税の計算をする際に、贈与した財産を、贈与した時の価額で評価する点にあります。将来値上がりが予想される株式等を贈与しておき、相続時

に実際に価額が上がっていれば、税金の負担を抑えることができるわけです。

暦年贈与との併用不可

少し詳しい制度内容を下表にまとめました。利用できるのは、60歳以上の祖父母や父母が、20歳以上の推定相続人や孫に贈与する場合です。複数回にわたる贈与も可能で、この制度を使う最初の年の翌年2月1日から3月15日までに「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

ただし制度の活用には注意点もあります。1つ目は、いったん選択すると、以後は贈与者が亡くなるまで適用され、暦年贈与に戻ることはできないこと。2つ目は、贈与した財産が相続時に値下がりしていると贈与しなかった時より税負担が重くなってしまうこと。代襲相続でない孫も相続税の納税義務者となり、併せて相続税の2割加算があることも覚えておきましょう。また同制度を利用して、実際にどれくらいの節税効果が得られるかは、自社株以外の資産状況によっても異なるため注意が必要です。制度の活用にあたっては、内容をしっかり理解した上で、専門家に相談し、計画的に進めることが欠かせません。

M

■ 相続時精算課税制度の概要

贈与者	60歳以上の祖父母または父母
受贈者	20歳以上の推定相続人または孫
贈与できる資産	金融資産、不動産、株式など
非課税枠	2,500万円(複数年の贈与は合計)
税率	非課税枠を超えた部分に一律20%
申告	制度を使った最初の贈与の翌年に申告(贈与額が非課税枠内であっても申告が必要)
相続時の取扱い	・ 贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算 ・ 代襲相続でない孫も納税義務者で相続税の2割加算

■ 上手く使うためのポイント・注意点

- 将来値上がりしそうな資産の承継に向いている。
- 暦年贈与との併用は不可。一度選択すると、暦年贈与には戻れない。
- 複数回、複数年に分けての贈与も可能。
- 贈与者と受贈者ごとに選択する制度なので、後継者への相続には相続時精算課税制度を利用し、他の相続人には暦年贈与を使うこともできる。